

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、実施機関に対し、平成20年5月6日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、土木部長が平成19年11月14日（水）、19日（月）及び20日（火）に行った国土交通省との打合せ及び報告（以下「本件打合せ等」という。）に係る具体的な内容（①相手の部署名、②相手の氏名、③当方の同席者氏名、④所要時間、⑤開催場所及び⑥内容及びその結果）が記載された文書の全て（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年5月15日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年6月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書の全てを隠匿したものである。

土木部長の出張がカラ出張でなければ、開示請求の対象とした文書は当然に存在すると思料されることから、速やかに適正に開示するよう要求する。

理由説明書によれば、「（前略）出張に係る用務を遂行したものであるが、異議申立人から請求があった『本件打合せ等に係る具体的な内容が記載された文書』を作成していないため不存在とした。」との常識では考えられないようなことが記述されている。

実施機関は、平成18年9月4日付け砂防第46号の行政文書不存在通知書においても砂防室長が国土交通省と打合せをした内容の記録を不開示としたものである。実施機関は、「国土交通省との打合せ」と称して、その内容や記録の全て一切を隠匿することが常態化しているが、これらの処分は、土木・砂防行政等を所掌する実施機関職員がその裁量権を濫用した不当な処分であり、速やかに適正な開示決定等を行うよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

土木部長は、平成19年11月13日(火)から14日(水)及び19日(月)から20日(火)にかけて、本件打合せ等を含む出張を行い、出張に係る用務を遂行したものであるが、異議申立人から請求があった「本件打合せ等に係る具体的な内容が記載された文書」を作成していないため、不存在とした。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

異議申立人が本件打合せ等に係る具体的な内容が記載されている文書の全てについて開示請求を行ったのに対し、実施機関は、土木部長は、平成19年11月13日(火)から14日(水)及び19日(月)から20日(火)にかけて、本件打合せ等を含む出張を行い、当該出張に係る用務を遂行したものの、本件請求文書については作成していないとして、本件処分を行った。

異議申立人は、土木部長の出張がカラ出張でなければ、本件請求文書は当然に存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分について

当審査会において、実施機関から提出された本件打合せ等について記載されている週間行事予定表を見分したところ、平成19年11月13日(火)から14日(水)まで及び19日(月)から20日(火)までの土木部長の予定は別表のとおりであった。

実施機関によれば、土木部長は、平成19年11月13日(火)の広島県中央地域振興対策協議会平成20年度主要事業提案要望活動(以下「別件用務1」という。)の終了予定が午後7時で、同日中に広島市に戻ることが難しいことから、翌14日に広島市に戻ることとし、また、平成19年11月20日(火)の広島県自治体代表者会議及び広島県分権推進連盟合同会議(以下「別件用務2」といい、別件用務1と別件用務2を「別件用務」と総称する。)が午前8時から開始する予定であったため、前日の19日(月)に上京したものであり、その結果、14日(水)の午前、19日(月)の午後及び20日(火)の用務終了後に時間的な余裕ができたため、これらの機会を利用し、実施機関の土木行政の長として、国の土木行政を担う国土交通省の職員と打合せ等を行ったものであるということであった。

さらに、実施機関は、本件打合せ等に関し、どのようなことについて打合せ等を行うか、当該打合せ等の内容や結果を記録に残す必要性の有無については、土木部長自身が判断することであり、その結果、土木部長は、本件打合せ等について記録を残す必要はないと判断し、文書を作成しなかった旨説明する。

本件打合せ等が実施機関の説明するとおり行われたのであれば、本件打合せ等を行うこと及び本件打合せ等においてどのようなことを協議するのか等については土木部長自身が決定したと認められるが、土木行政の長たる土木部長が、これらのことについて自ら判断し決定することは、不合理とはいえない。

そうすると、本件打合せ等の内容やその結果を記録に残す必要性についても土木部長が判断することであり、記録を残す必要はないと判断し、文書を作成しなかったという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、本件打合せ等はいずれも東京都で行われており、職員の旅費に関する条例（昭和28年7月1日広島県条例第23号）の規定による土木部長の旅行命令がなされていると推測されることから、当該旅行命令に係る復命書の記載内容について実施機関に確認したところ、本件打合せ等が行われた東京都への出張の主たる用務は別件用務であり、本件打合せ等はあくまでも付随的に行われたものであることから、当該復命書には本件打合せ等については記載されておらず、本件請求の対象とはならない旨説明する。

実施機関によれば、これまでも、土木部長が東京都等に出張した際の復命書において、主たる用務に付随して行われた打合せ等について特に記録に残すべき事項がないと判断されるときは、記載していないということであった。

実施機関の週間行事予定表の記載からすると、東京都への出張の主たる用務が別件用務であるとの実施機関の説明に不自然な点は認められず、その上で、これらの主たる用務に付随して行われた本件打合せ等においては上記のとおり土木部長が特に記録を残す必要はないと判断し、当該旅行命令に係る復命書に本件打合せ等について記載していないとしても特段不自然とはいえない。

念のため、当審査会において、別件用務に係る報告書を見分したところ、本件打合せ等についての記載は認められなかった。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

(2)その他

実施機関の本件処分の通知書及び理由説明書には、「本件請求文書を作成していないため本件処分を行った」との理由しか記載されておらず、これまで述べた実施機関の説明は、審査会から実施機関に確認して初めて示されたものである。

審査会としては、今後、実施機関が不開示等の処分を行う際、あるいは不服申立てに対する理由説明書を作成する際、当該処分を行った理由の付記について、適切に対処することを求めるものである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

い。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

年 月 日	時 間	用 務	場 所
平成19年11月13日(火)	午後 3 時30分 ～午後 7 時	広島県中央地域振興対 策協議会平成20年度主 要事業提案要望活動	国土交通省 (東京)
平成19年11月14日(水)	午前中	国土交通省打合せ	国土交通省 (東京)
平成19年11月19日(月)	午前 9 時～	連絡会議	広島県庁第 1 会議室
	午後	国土交通省打合せ	国土交通省 (東京)
平成19年11月20日(火)	午前 8 時～	広島県自治体代表者会 議及び広島県分権推進 連盟合同会議	東海大学交友会館 (東京)
	午前 11 時 30 分 ～	構造改革フォーラム	自民党本部 (東京)
	午後	国土交通省報告	国土交通省 (東京)

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 6. 10	・ 諮問を受けた。
20. 6. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 6. 27	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 7. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 6. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 5. 28 (平成30年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 6. 25 (平成30年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授